

「令和4年度決算に基づく健全化判断比率等をお知らせします」

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、健全化判断比率および資金不足比率を算定し公表することが義務付けられました。

この制度は、地方公共団体の財政状況をチェックし、早期の財政健全化を図るもので、市でも平成19年度決算分から公表しています。

【健全化判断比率等の対象について】

| | | | | | | |
|--------------|-----------------|-----------------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 一般会計 | 一般会計等 (普通会計) | ① 実質赤字 比率 | ② 連結実質 赤字比率 | ③ 実質公債費 比率 | ④ 将来負担 比率 | ⑤ 資金不足 比率 |
| 特別会計 | 公営事業会計 | | | | | |
| うち 公営企業会計 | | | | | | |
| 一部事務組合・広域連合 | | | | | | |
| 土地開発公社等 | | | | | | |

【健全化判断比率】

| | 福井市の比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|-----------|--------|---------|--------|
| ①実質赤字比率 | 赤字なし | 11.25% | 20.0% |
| ②連結実質赤字比率 | 赤字なし | 16.25% | 30.0% |
| ③実質公債費比率 | 10.8% | 25.0% | 35.0% |
| ④将来負担比率 | 43.5% | 350.0% | — |

早期健全化基準…この基準を超えた場合、財政状況はイエローカードの状況であり、財政健全化計画の策定、外部監査の義務付けがされるなど、早い段階で自主再建を目指す必要があります。

財政再生基準 …この基準を超えた場合、財政状況はレッドカードの状況であり、市債発行の制限や予算の変更等を勧告されるなど、国の関与のもとで確実な財政再生を目指すことになります。

【資金不足比率】

| 会計の名称 | ⑤資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|------------|---------|---------|
| 宅地造成特別会計 | 資金不足額なし | 20.0% |
| 中央卸売市場特別会計 | 資金不足額なし | |
| 集落排水特別会計 | 資金不足額なし | |
| 地域生活排水特別会計 | 資金不足額なし | |
| 水道事業会計 | 資金不足額なし | |
| 簡易水道特別会計 | 資金不足額なし | |
| 下水道事業会計 | 資金不足額なし | |

経営健全化基準…公営企業における早期健全化基準に相当する基準で、この基準を超えた場合、財政状況はイエローカードの状況といえます。

【まとめ】

このように、本市の健全化判断比率等については、算定した比率すべてにおいて国の定める基準を下回っているなど、現在のところ危機的な状況ではありません。

今後も健全化判断比率等の動向に注意しつつ、引き続き財政の健全化に取り組み、効率的で効果的な財政運営に努めていきます。

用語の説明

- | | |
|-----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 実質赤字比率 | 標準的な収入（標準財政規模）に対する赤字額の割合 （一般会計と一部の特別会計が対象） |
| <input type="checkbox"/> 連結実質赤字比率 | 標準的な収入に対する赤字額の割合 （一般会計、特別会計および企業会計の全会計が対象） |
| <input type="checkbox"/> 実質公債費比率 | 標準的な収入に対する市債の償還額およびこれに準ずる支出の合計額の割合 |
| <input type="checkbox"/> 将来負担比率 | 一般会計等の負債額の、標準的な年間収入に対する割合 |
| <input type="checkbox"/> 資金不足比率 | 公営企業の会計ごとの資金不足額の、事業収入の規模に対する割合 |